

## 1 議 事 日 程

〔令和4年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和4年12月12日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第53号 大宰府展示館の指定管理者の指定について  
日程第2 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について  
日程第3 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について  
日程第4 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について  
日程第5 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について  
日程第6 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について  
日程第7 議案第59号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第8 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第9 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について  
日程第10 議案第64号 太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について  
日程第11 議案第65号 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第66号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	陶山良尚	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	堺剛	議員	委員	徳永洋介	議員
〃	馬場礼子	議員	〃	タコスキッド	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

総務部長	山浦剛志	教育部長	中山和彦
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	兼文化学習課長	
議会事務局長	木村幸代志	教育部理事	堀浩二
総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾	教育部理事	藤井泰人
総務課長兼 総務課長兼総務企画課長 総務課長兼総務課長兼総務課長 広報担当課長兼ソニープロモーション担当課長	杉山知大	社会教育課長	添田邦彦
経営企画課長	轟貴之	社会教育課教育 施設整備担当課長	福田久博
文化財課長	中島恒次郎	文書情報課長	高原寿子
スポーツ課長	大石敬介	管財課長	堀修一朗
会計課長	添田朱美	監査委員事務局長	木村昌春
		議事課長	花田敏浩

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 井 手 梨 紗 子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第3まで一括上程

○委員長（陶山良尚委員） お諮りします。

日程第1、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から日程第3、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括して説明させていただきます。

3館とも今年度にて指定管理が終了するのに伴い、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を大宰府展示館、また同じく公益財団法人古都大宰府保存協会を水城館、さらに公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の候補者に令和5年度から3年間にわたり選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たりまして、同条第6項の規定によりまして議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第53号について質疑はありませんか。

タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 前回本会議場で指定管理をお願いした理由として、様々な取組をずっとしていただいているということで評価が高いということで引き続きということだったと思うんですけども、それは現状に100%満足されているということか、それとももっとこういう部分も欲しいということでは言われたのかということをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 評価につきましては、内容につきましては特に文化財に関わるいろいろな取組とか、あと文化ふれあい館につきましては本当にいろいろな講座を設けられまして講座をされておりますので、そこら辺につきましては我々が求めるところを全て全うされているとは思いますが、まだ今後向上していくいろいろな取組もあろうかと思っておりますので、その辺につきましては指定管理者と、あと文化財課で向上するように取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかに。

そしたら、堺委員。

○委員（堺 剛委員） 古都大宰府保存協会の件なんですけれども、水城館のほうでございますが、第2駐車場があそこにありますよね。

○委員長（陶山良尚委員） まだまだ、そこまで行ってない。取りあえず、展示館の分だけですね。議案第53号です。

○委員（堺 剛委員） 水城館は入らないんですね。展示館のみですね。

○委員長（陶山良尚委員） はい。後でまた追って、お願いします。

○委員（堺 剛委員） はい。

すみません。展示館のほうにつきましてお伺いしたいのは、多分古都大宰府保存協会のほうでいろいろ自主事業の課題があると思います。それと、覆屋、建物の構造物ではないと思いますが、建築基準法上ののりつた建物ではないと思いますが、今後どういうふうに維持管理されていくのか。方向性について市の見解をお聞きしたいと思っております。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） まず、自主事業の課題でございますけれども、本当に昭和60年から大宰府史跡解説員等を設定されまして、いろいろな活動をしていただいております。あと、大宰府に関わる講座等も展開しておられますので、そこら辺の進め方というのは日々悩みを承っておりますけれども、指定管理者と共に文化財課で問題を共有しながら今後続けていきたいと、進めていきたいと考えているところでございます。

もう一つ、建物の構造物につきましては、確かに覆屋でございますが、いろいろな改修等も令和2年度以降、国庫補助金をもらいながら進めてきております。ただ、建物自体の老朽化、42年たっておりますので、そこら辺の根本的な課題というのは認識しながら適宜修理等は行っていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

それで、あそこの自主事業につきましてはいろいろ検討されてある経緯があると、私も評議員をやっている関係上いろいろお聞きしますが、なかなか実施に向けて市と協力が難しいとこ

ろがあるんだろうなというのは認識しておりますが、積極的に意見交換をしていただいて、できるだけ公益性を担保しながらも収益的な目的もしっかりやっていただきたいと思っております。それが1点目です。

それとあと、建物については、あそこの事務局機能のスペースが本当にかなり狭くて、職員の皆様にはかなりご負担をかけている状況ではあるかなというふうに思っておりますので、そのあたりの見解についても今後しっかり検討いただきたいと。これは要望で終わっておきます。

○委員長（陶山良尚委員） そしたら、徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 所管課評価の中に、政庁跡の多様な利用が行われており、イベントのブックキングがトラブルになる場合があるって書かれてあるんですけども、具体的にどんなことがあったのか教えてください。

（文化財課長中島恒次郎「すみません、もう一度」と呼ぶ）

○委員長（陶山良尚委員） もう一度。

○委員（徳永洋介委員） 政庁跡での利用と大宰府展示館での利用で所管課の評価の中に書かれてあったので、具体的にどんなトラブルがあったのか教えてください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） トラブルといいますが、政庁跡の除草作業と実際に現状変更で出てきているいろいろなイベントごとが少し錯綜した経緯がございまして、実は毎月定例会議を開いておるんですけども、そこで十分に伝えきれてなかったということがございまして、今後は密に情報交換をしながらトラブルが起きないようにしていこうと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 前に一般質問でもしたんですけども、展示館に来られる来訪者の方の車を止める駐車場、駐車場とは言っははいけないんですかね。それを今後前向きに検討されることはあるのかお聞かせください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 指定管理とちょっと離れてまいりますけれども、せんだって一般質問で回答をさせていただいたとおり、多目的広場につきましては今年度産業振興課と連携しましてフードトラックを置いたりとかそういう取組を始めておりますし、委員ご指摘であった有料化という問題についても今後取り組んでいくことで、前回回答させていただいたとおりでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 水城館ですけれども、水城館のほうの利用におけるあそこの第2駐車場ですね。一つは、多分コロナ禍が落ち着いてきている背景で、多分水城館の利用者の方も増えてきているのかなというふうに思います。それと、あそこの水城跡の来訪者の数も増えてきているんだろうと。そこで、以前第2駐車場等についてはちょっと考えますと、あと景観についても方向性を文化財課なりに考えてらっしゃる経緯があったんですが、安全性、利便性の観点からそのあたりは今どうなっているのかなというのが分からなくて、ちょっとお尋ねしようと思って聞いております。よろしくどうぞお願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 委員ご指摘のとおり、昨今であればコスモスの時期に大量に来訪者の方々がおいでいただいて、ある面ありがたいところではございますが、駐車スペースがなかなか足りてないというところもありまして、第2広場、また第1広場はもともと水城館側にあるんですけれども、その利用促進、県道側から入れるように今回開けさせていただいたりもしております。

もう一つ、第2広場の北側に三角地帯があるんですが、通常交差点のすぐ近くなので安全上の問題から開けてはおらないんですけれども、今回臨時で開けさせていただいて、少し駐車スペースを拡大させていただいたところがございます。

ただ、今後菜の花、桜の時期がまた今度参りますので、そこら辺を含めてどう対策を練っていくかということにつきましては、産業振興課、また観光推進課とも連携を取りながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。これから来訪者がかなり増えてくるので、本当に安全な適正運営を心がけていただきたいというのが一つあります。あと、収益的観点から広場の辺りの活用についてもご検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 大宰府展示館、水城館、ふれあい館の3つで、3か所を回るといふか、もしくは大宰府展示館と水城館でもいいんですけれども、来られた方がどっちにも行けるような。距離は近いんですけども、何かそこのほうが。だから、電動自転車であるとか。今展示館だけが入場料を取っているんですかね。だけん、その辺の何か、多くの方に3か所を回っていただけるような、そういったことは考えておられますか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 委員ご指摘の回遊性につきましては、実は観光推進課、産業振興課と連携ということになってくるんですけれども、指定管理も含めての館の運営の中でいきますと、3館の中で何をするんだということの情報共有のための会議を行ったりとか、昨年、今年につきましては史跡指定100年を迎えておりますので連携した展示という形でつながりが持てるような取組ということでそれぞれの団体で取り組んでいただくのと、あと文化財課が仲介をしながら議論をしながら進めているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） さっき堺委員の関連でいいですかね。

コスモスで非常に多くの来館者があったんですけれども、今回確認させてもらいたいののが、警備員等はつけてあったのか。たまに危ない方もいらっしゃったんで、もしつけてなければそういう検討はあるのかどうかを含めてご回答いただければと思いますけれども。

文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 警備員につきましては、実は地元の自治会の皆様方にご迷惑をおかけして当初交通整理を実はやっていただいた経緯がございまして、急遽その段階で産業振興課と文化財課で連携をしまして警備員を配置させていただいて、何とか乗り切ったというところがございます。それで、来年度以降につきましても、今年度の末に桜の時期が参ってきますので、そこら辺を含めて警備員の配置等を考えていくところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑はありますか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ふれあい館のほうですけれども、ふれあい館はもう結構な施設老朽化が始まっているのではなかろうかというふうに思いますけれども、今後の施設の改修、維持管理計画等を検討されているのかというのが1点。

それとあと、ふれあい館はかなりイベントが充実してまして、今もホームページを見たら常にいいイベントをずっと続けられています。その割には、意外と立地条件が利便性があんまりよろしくないかなと私も思っとるんですが。なので、そこら辺の周知啓発、来館者の傾向について、今の利用状況が分かればお示してください。

それと、自主事業の充実から公益的な収入的財源確保というところで、どういうふうな活用を考えてあるのか。あれば、市のほうの見解として意見を求めたいと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） まず、1点目の施設の改修計画につきましては、適宜大規模改修等

を、本当に令和2年度から市民の皆様が活用される講座室、またエントランスに近いところで市民の方々が頻繁に出入りされる場所については改修を行っておりますが、館がオープンして26年ほどたっておりますので、館の今後の在り方というのを含めて考えながら改修の計画等を進めていく必要があるかと考えているところでございます。

もう一つ、立地条件につきましては、なかなか大型バスが入れないところではございますが、館の運営の中で小学生向けのくらし展をやったりとか、あといきいき情報センターもそうですけれども、東のいきいき情報センター、西の文化ふれあい館ということで、いろいろな講座を開いていただいております。ですから、文化ふれあい館につきましては、文化財課が2階において文化財の施設としての位置づけもございますが、文化に触れ合うという館でもございますので、そこら辺の取組として地域の方々、地域であれば太宰府市の西側にお住まいの皆様方の文化に触れる場、講座とか、そこらの取組として活用していただいていると思っておりますので、なかなか立地条件としては悪いという感じはありますが、くらし展につきましては市内外から学校が実はバスを仕立ててやって来るという取組をしておりますので、必ずしも立地条件、見た目そうですけれども、取組としてはたくさん来られていただいているんじゃないかと思っております。

ただ、来館者の推移につきましては、大体年度当たりで令和元年以前につきましては2万人ぐらい来られていたんですが、この2年、3年につきましてはコロナ禍ということで半分強ぐらい、1万人を超えるぐらいになっております。ただ、今年度の状況を見ますと、11月の状況でございますけれども、平成30年度比で4割減でございますが、令和2年度比、一番減ったときからしますと大体2倍ぐらいに増えてきておりますので、徐々に戻ってきているんじゃないかと思っております。

3点目の財源の確保につきましては、自主事業等をしていただいで収益等を上げていただきたいところですが、まだエントランスの利活用につきましてコロナ禍ということもあってフルスペックでやるという状況ではないところがございますので、今後の推移を見ながら増収に向けて取り組んでいっていただきたいということは常に申し上げているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 市民の方の講座とかいろいろやられていると思うんですけれども、学校教育、小学生とかそういう子どもたち対象のイベントとかは行われているんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） ちょうど年度の後半に、本当に昭和というか、古い暮らしの移り変わり等を見ていただくという展示を常に行っております、先ほど申し上げましたけれども、その中で市内外から、本当に触れる場がないのかもしれませんが、市外からもバスで小学校3年生ですかね、くらし展を学びに来るということで来ていただいているところでございます。

で、小学生向けの取組というのも展開しているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

ほかにはありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 2点あります。

文化ふれあい館の事業報告書の中に人事面で休職者が出ているというふうな、休まれている方が職員の方でいらっしゃるというようなことが書いてあったんですけども、これは事業には支障がないのか。そのところが1点。

あと、議案第53号、議案第54号でずっと今質疑がありましたけれども、2つの施設については古都大宰府保存協会がされていて、ここだけが文化スポーツ振興財団がされているということなんですけども、これは歴史と文化とか観光とかそういうところからいくと、3つ一緒に古都大宰府保存協会のほうでまとめていくということも一つ考え方としてはあるのかなというふうに思います。そのほうが今されている定例会議、月1回されているとおっしゃいましたが、そこももうちょっと共有が深まるんじゃないかということですね。担当課との連携も深まるんじゃないかなと思うんですけども、その点は考え方としてはあるんでしょうか。分けている理由があれば、それをお聞かせください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） まず、1点目でございますけれども、休職者が出ているということは事実でございますが、今いる職員でカバーをしながらやっていただいております、今現在は解消しているところではございます。

2点目につきまして、3つの館、確かに先ほどご説明さしあげましたけれども、文化財に関わる館として一括管理というのは望ましいんじゃないかということ。それは常に考えているところではございますが、先ほど堺委員からおっしゃられたもう一つの役割、文化に触れるというところがございます、都度その3館それぞれの館の指定管理者が置かれた状況を考慮しつつ、どのような在り方がいいのかについて検討を行ってきております。

具体的には、文化財を取り扱う施設として3館の性格が近いところでありまして、一方で文化ふれあい館という名称が表現しますように、多様な文化に触れる講座が現在の指定管理者である公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団で行われていることを考えますと、先ほどちょっと申し上げました本市の東にある同様の施設としていきいき情報センター、本市の西にある文化ふれあい館という2つの館の持つ役割を市民の皆様のニーズに合わせて考慮したときは、文化ふれあい館を文化財に特化した施設へ移行することは拙速に進めるべきではないというふうに今のところ考えているところでございます。この点につきましては、文化ふれあい館を指定管理しております公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団と共に十分協議をしつつ進めていく。何よりも、市民の皆様のニーズが各講座に対してございますので、その辺

を考慮しつつ進めていかなければならないとは考えているところでございます。

ですから、今のところ2つに分かれておりますけれども、拙速に統合するということは進めるべきではないんじゃないかと思っています。ただ、この次に動くときまでには考えていきたいとは思っているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第53号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時21分〉

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第54号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時22分〉

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第55号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(陶山良尚委員) 全員挙手です。

よって、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○委員長(陶山良尚委員) お諮りします。

日程第4、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び日程第5、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(陶山良尚委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長(中山和彦) 議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」と議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」を一括して説明させていただきます。

太宰府市民図書館及び太宰府市いきいき情報センターにつきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者に指定しております。来年3月31日をもちまして指定管理の期間が満了しますことから、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間につきましても、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な理由といたしましては、市の意向を反映させるため、市と密接な関係にある同財団を指定管理者として指定するのが適当であるというものであります。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(陶山良尚委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第56号について質疑はありませんか。

堺委員。

○委員(堺 剛委員) これは確認で聞くだけです。

1点目は、コロナ禍の進捗状況において、今の利用者の状況について分かればお示しいただきたい。それと、図書館自体がいろいろな事業を抱えている中で今後課題として市が捉えている点がありましたらお示しいただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） まずは図書館ということでご説明させていただきます。

図書館の施設利用者の人数につきましては、令和3年度ですけれども、12万4,929人ということで、目標値を13万人にしておりました。それで、ちなみに令和2年度でいきますと7万6,591人ということで、倍まではいきませんが、大体コロナ前に戻ってきているような状態であります。

それと、課題につきましてなんですけれども、コロナ感染拡大防止のためということでいろいろな講座等々で私たちが計画したとおりにはいってないのが事実でありますけれども、改めて言いますと、図書館のほうもいろいろな工夫をしております、例えばなるべく開館時間の確保に努めるためにということで自宅で過ごす方のために臨時窓口での予約貸出しを行ったとか、そういうものを工夫しながら利用者が戻ってきたというところではありますが、今後はコロナ感染予防対策はまだ続くんでしょうけれども、そういう中で新しい企画も持っていながらやっていきたいというところで、課題としては今までの分に戻ってきていますので、なるべく今から新たなものをつくっていくというほうに向けていきたいと思っているところです。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。施設のクオリティを上げていく、この考え方はよろしく願います、事業ですから。

それで、課題の一つに私が捉えているのは、指定管理者制度でいけば業務継続の観点、これは大事になってきます。それで、そのあたりの計画性、前回たしか図書館は恐らく地震等対策でいろいろ施設も扱われたんだろうというふうに認識しておりますが、その後そういった観点で防災、また減災、また強靱化、こういう観点から事業計画について何か図書館自体で考えてあることがあるのでしたらお示しいただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 図書館につきましては、要は図書館を利用する方のために環境を整えるということとコロナ対策ということで、今回も言っておりましたがトイレの洋式化、あと自動水栓の取替え工事とか、そういうものはしてきております。あと、今後ですけれども、今のところ改修事業関係では特に設けてはいませんので、今後どういう部分が求められるか、利用される方のニーズをもう一度確認しながらやっていきたいとは思っているところです。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

その観点到BCPの観点も少し入れていただいて、図書に関して保存も大事なんですけど、活用するに当たって災害が起きたときにはかなりの被害が出る公共施設の 하나가図書館なんです

ね、実は。そういったことを念頭に今後検討いただければと、これは要望で終わります。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 先ほどの関連なんですけれども、図書館の利用者数というところで、本を借りずに利用される方というのと本を借りられる方の総数であるのか延べ人数であったりとかというのは、先ほどの中で教えていただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 利用者数というのは、貸出しとかそういうふうなところからの数字から来ているかと思います。それ以外でも借りずに利用されてという分なんですけれども、すみません、そこにつきましてはデータを持っておりませんので。ただ、結構多くの方が利用していただいているものだと思っております。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 当然館内の利用者の方は把握できないのは存じております。総数は借りられた方の延べ人数ということによろしいでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） はい、そういうことになります。

○委員長（陶山良尚委員） ほかに。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 2点あります。

1つ目は、3年前の指定管理のときに、公募にできない理由として職員のこと、市の司書さんと指定管理者が雇用している司書さんが混在していて、同一業務に関わらないような体制を整えることができれば公募にできるのではないかと考えているというようなお話があって、これを整えていこうということだったんですけれども、その部分がどういうことになったのかという経過ですね。

それと、もう一つは、図書館の学校図書館との連携なんですけれども、図書館のほうから学校教育課のほうに司書さんが1人入って学校図書館と連携を進めていくというような事業を今展開されていると思うんですけれども、そこら辺はどのようなことをされているのかということの確認をしたいと思います。お願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 今委員さんから3年前のということでお聞きしまして、確かに市の図書司書と指定管理者が雇用する司書が同一業務を行っているということで、それにつきましては一定整理がついたものと私どもは思っております。ただ、そうした場合にはなぜ公募しないかということだと思ってしまうんですけれども、現体制の中で、先ほど後段で言われました学校支援等ですね。小・中学校図書室の連携強化を視野に入れた仕様の見直しを行っていることもあって、事業の継続性というところで今の体制を維持していきたいという理由もありますことから、一応そういうことで今回も随意選定を選ばせていただいたということで考えております。

それと、もう一点、学校教育課にいる司書と申しますか、職員の関係ですかね。それにつきましても、今年ですけれども、図書館システムの方で学校教育課と文化学習課で今連携を取りながらシステムを共通化させて、学校からも借りられる、学校からもできるように一応そのシステムを共通化させていただいていますので、そういうところも含めて学校教育課における司書も中心になってやっていってもらっているというところになります。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 職員の雇用のことですけれども、一定整理がついたということですが、これは市の雇っている司書さんと指定管理の司書さんは別々の業務に今なっているというふうなことでよろしいでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） そうですね。再任用職員が1人いますけれども、そちらのほうは市のほうで雇用しているという形になりまして、あとは指定管理者が雇用する司書ということで業務を行っているということになります。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） いきいき情報センターの指定管理についてですけれども、これは私も確認を取ってきたのであえて聞きますが、令和3年8月に監査から指摘個別事項が上がっておりまして一元管理についてご指摘をされてありまして、そのことについて方向性は市のほうは示されて措置方向性は聞き及んでおりますが、その通知を受理した段階で、これは令和4年6月9日に一元管理について管財課のほうに出されておりますが、早急に対処されたいというふうな監査のほうではなくってあるんですが、その後、対処されてある経緯があるかどうかの確認をまずお願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） いきいき情報センターの管理の一元化ということで、監査のほうからの指摘ということなんですけれども、関係していますのが、大きく言いますと管財課と文化学習課ということになろうかと思えます。今一元化でどちらか一つにするということで協議はしておりますけれども、最終的な結論までまだ至ってないところでありまして、今そういう状況にあります。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 先ほどから申し上げていますが、いろいろな事象、事故、事件等が起きたときに、責任の所在が明確でない対処、対応ができません。監査も多分その角度から言っているのだらうと思えます。それで、法令遵守のコンプライアンスの観点から申し上げ

ますと、これは本当に早急に対応すべき案件ではなかろうかと私も思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、いきいき情報センターについては、様々な市民の皆様からいろいろなご意見を賜る中で今後どういうふうにご利用されていくのか、方向性が何かあるのか。ご検討されていることがあればお示ししていただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） いきいき情報センターの在り方についてなんですけれども、ご存じのように老朽化が相当ありまして、今後も検討していくという段階にあるかなと思っております。ただ、当分の間につきましては、施設改修の公共施設再編計画等々がありまして、そういう中でまたそこいらの施設の取扱い等が協議されてくるものだと思っておりますので、当面は私どもといたしましては、利用者が今からコロナの分で大分戻ってくるかと思っておりますけれども、利用者満足度を向上させるような具体的な取組方とかそういうものを進めていきながら、改修等については利用できる方に最低限環境を整えるような形で補修したり修繕したり、そういうことでやっていくしかないかなと私のほうは思っております。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） じゃあ、当面の間はこのまま維持管理してやっていくという方向性で捉えとってよろしいですね。分かりました。

それと、委員長、続けてよろしいですか。

○委員長（陶山良尚委員） はい、続けてどうぞ。

○委員（堺 剛委員） あと、振興財団のほうですけれども、3年間されるということなんです、振興財団を指定されるに当たってメリット、デメリットの市の捉え方ですね。どういうふうにお考えなのか。そのあたりがもしあれば市の見解を一回お伺いしときたいと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 振興財団につきましてなんですけれども、ここ数年のコロナウイルスの感染症拡大防止の対策とかいろいろなイベント等の取扱いとかそういう部分で緊急性を持って対応ができるという分では、非常に連携が取れてよかったかなと思っております。そういうところを含めながら今回も選定をさせていただいているところでありまして、あとはほかの施設と連携を一括化することによって経費削減だったりとかそういうところもあるでしょうから、そういうところも含めて今後また検討していくような内容になるのかというところで思っているところです。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） すみません、何度も申し訳ないです。

文化スポーツ振興財団におかれましては、多分定期的にいろいろな意見交換を市ともされてあるんだろうと思いますが、その中の評価ですね。それとあと、これからの公の施設の指定管理について大事なものは、モニタリングだと思うんですね。と申しますのも、いろいろな協定

書、仕様書、管理規程、規則、要綱等が存在します、公の施設ですから。それについてちゃんと準拠しているのか、履行されているのか、指導、チェック体制がどうなのかと。そのあたりまで踏み込んだモニタリングが必要ではなかろうかと思っておりますが、市のご意見をいただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 今委員さんからも言われていますように、定期的な定例会、あと関係課も含めまして定期的に協議というか、確認も含めてやっているところでもあります。それで、指定管理制度を導入した施設ということで、施設の管理運営状況を市の的確に把握、評価して必要に応じて改善指導を行っていくことも必要であろうと思いますので、運営評価シートとか財務諸表とかチェックリストとか労働環境チェックリストを基に、そういうところを含めて協議をしていくようなことで考えていっております。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

これは一つ要望で終わらせておきますが、協定書とか仕様書とか管理規程書とか、事実とは違う、現状と認識が違う、そして証拠がそこにあるという。これは市民の方からも指摘いただいたんですけども、そのあたりについてはしっかり意見交換等も踏まえて指導監督を市のほうでしっかりやっていただきたいということを申し上げておきます。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） おっしゃられるとおりで、当然協定書をちゃんと履行されているのかとか、そこいらは担当職員も含めまして重々チェックしながらやっていくことで考えております。ありがとうございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） すみません。市のほうに最後にお聞きします。

これはまた監査のほうで共通事項で指摘された内容の中に、市職員の派遣について縮小または廃止を検討されたいという意見が上がっていましたが、指定管理者制度は公の施設という性質上、その管理については一定法人等に委ねられて、これは理解いたしますが、基本的に当該施設を自治体から分離して移管するという性質も含んでおりますので、監査から共通事項として指摘が上がっておりますが、職員派遣について市の見解が、このあたりは何か検討された経緯があるのか確認だけさせてください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 今の派遣につきましてなんですけれども、すみません、私が4月から来まして、そこいらの件は知っておりません。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 結局、補助金交付団体なんですね。そのあたりについては所管部長に言

うというより総務部長のほうに言わなきゃいけないんでしょうけれども、今後そのあたりについて本当は補助金交付要綱をしっかりと整えていただいてそのあたりの整理をされたらというふうに思っておりますので、これは要望で終わらせておきます。お願いします。

○委員長（陶山良尚委員） じゃあ、馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 本当に素朴な質問で申し訳ないんですけども、随意選定にするためのメリットとか運営状況がいいとかそこにこだわる理由というのは、先ほど幾つか上げていただいたんですけども、それにしてもさらなる高みというのを目指すには公募というのが前提というふうには私は思っているんですが、そもそも手を挙げるところがないのかなというのも否めないと思うんですけども、果たして公募するために何か努力はされてきたんでしょうか、老朽化とかを総じて含めて。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） ありがとうございます。

確かに基本は公募ということだと思います。委員さんも見られたら分かるように老朽化というのが非常に大きな問題じゃないかなと思いますし、1階を見ていただくと、使えないエリアも今現状としてあるところではあります。例えば財団にしろ財団じゃないにしろ一緒の分で作っていくと考えた場合に、どうしてもそういうエリアを含んでした場合に非常に厳しいものがあるかなと思っておりまして、施設の改修なり施設の在り方なりがはっきりしないと私どもとしては非常に公募に持っていくのが非常に厳しいという判断をさせていただいて、今回も継続させていただいたということになります。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） では、これから3年間、その公募にするためのどういう努力をなされるんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 今の理由といたしましては老朽化というのを私も言いましたけれども、先ほどから言っていますように市の協議する場、そういうところの中でどういうふうに向性等を持っていかれるかですね。そこいらも含めて課題としてそういうところがあるということを出していくしかないかなと、個人的に今そういうふう思うところではあります。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） ありがとうございます。

ということは、この状況が進まない限りは、結構また同じような状況になるということでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） そうですね。老朽化だけではないとは思いますが、それで、そういう部分で今の現状である程度の改修をすることによっていろいろな部分、業者とかそういう形で公募に持っていけるかどうかというのは今からの検討課題の一つだと思いますので、そういうと

ころに何が課題があるのか、そういうところも含めて今から3年間の間で検討していきたいというところで思っています。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） ありがとうございます。

これも素朴な質問なんですけれども、施設自体の運用、任されている事業者の経営というのは成り立っているのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（中山和彦） 私どもといたしましては、経営としては成り立っていると思ってそちらのほうを随意選定しておりますので、そういう判断をさせていただいております。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） ありがとうございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

そしたら、神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今のやり取りの中で、いきいき情報センターが老朽化していて文化スポーツ振興財団にというふうなことだったんですけれども、ここのいきいき情報センターだけに限らず、先ほど出てきました展示館のことも含めて、3年前も同じような回答がされていたんですね、老朽化によって公募には適さないということで随意選定にしていますというふうなことで。そのところは次の選定のとき、だから今回のときに向けて検討をしていくというお話だったんですけれども、この点は同じような理由で随意選定になっているというところがちょっと引っかかるんですけれども、ここで質問でもいいですか、全体的なこと。

○委員長（陶山良尚委員） 今は全体的に。

○副委員長（神武 綾委員） いいですか。

○委員長（陶山良尚委員） はい。

○副委員長（神武 綾委員） 全体でお願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 老朽化の話につきましては、先ほど申し上げましたけれども、総合管理計画の中で検討を今しているということなんですけれども、老朽化対策というのがもう委員の皆様もご存じのように相当な費用というのがかかってきます。それで、いつやりますというのは机上では書くことはできますけれども、現実問題としてそのための財源、工面をどうしていくかというのは慎重に考えていかざるを得ないというのが現実問題ありますので、そういったところも踏まえたところで今計画をどうしていくべきかというのを考えておる状況です。

それで、ちょっと繰り返しになりますけれども、今管理計画を検討をしているところでございますので、その辺を踏まえたところで今後どうしていくかというのも指定管理の関係も併せて考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 財政の問題とかも含めてすぐ決められないというのはもちろん私たちも分かっているところなんですけれども、3年、4年たっているわけで、それで今検討しているということも一般質問の回答の中でいろいろいただいているので今されているんだろうなという認識はあるんですけれども、今回指定管理者選定を今しているところで今の施設に対しての老朽化対策、その計画なりの進捗は今こういう状態でどこまで進んでいるかということを議会が終わってからもいいですので一定資料として提出をしていただいて、こういう状況で今回は公募によらない随意選定になりましたというふうなことが分かるような資料を出していただきたいなと思いますので、そこは要望としてさせていただきたいと、検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長（陶山良尚委員） そしたら、要望ということで。

総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 役職が長くて、申し訳ございません。

まず、関連の補足も含めて申し上げたいところですが、老朽化につきましては時間がたつにつれ拡大していくことでもありますので、むしろ3年たって今のほうがつらい状況になっているというのがまず前提としてございます。じゃあ、我々は何もやってないかというところでは決してそうではございませんでして、先ほど部長からも答弁がございました。

あと、資料の関係でございますけれども、例えば我々は具体的には予算措置をしていくことで対応することになると思いますけれども、例えば補正予算の中で出しているのか、当初予算で出しているのかと。まだ決まっていないものをお出しすることはできないということでございますので、まだアウトプットとしてお示しはできておりませんが、いろいろと考えている状況ではございます。例えば今回老朽化がいろいろ出ている中で、改修できるものはあるのかないのか。これはかなり議論もしておりますが、まだ具体的に成案として取りまとまっているわけではございませんのでまだお示しはできないという状況ではございますが、決して何も考えていないというわけではございませんでして、今回も幾つか公募で、後ほど出てきますけれども、工夫できるところはする。何もしないわけじゃなくて、できることはなるべくひねり出そうという考え方でやっているというところではありますので、その辺は申し上げておきたいところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） そうですね。老朽化については全体的な課題でもありますし、指定管理を含めてその辺は今後また議論をしていく必要があると思いますので、その辺はしっかり議員に分かるような形で進めていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

ほかにはありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 太宰府の課題は公共施設の老朽化、これをどうするかというのは重大な

問題だと思うんですけども、1点、いきいき情報センターに限って老朽化を考えたときに、今検討中じゃないですか。でも、具体的に踏み切らないかん。その何年後という予測はできるんですか、3年後、10年後には。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 何年後というのは明確には申し上げられません、総合管理計画、ほかの公共施設等も併せたところでの計画になりますので。例えば今水城小学校の建て替えのお話、そこも十数億円かかっておりますし、学業院中学校という話も今出ておりますので、そういったところでも費用がかかってまいります。そういったもろもろの分も考えながら進めていきますので、明確に何年というところではまだお示しはできない状況でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員、いいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（陶山良尚委員） そしたら、関連して。

○委員（タコスキッド委員） はい。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） すみません。ここで言うことかどうかわからないんですけども、どうしても楠田市長が発表されている情報を見ると、すごく経済的には太宰府は上向きになってきたというような話がすごく表向きに出てくるのに老朽化でお金がありませんというのがすごくいつもどういうことなのかかなと思ってしまいますので、そこはどうなっていますか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） これもまだどこまで具体的に話せるかということはあるんですけども、例えば建物でございますといつ造ったかというのがはっきりしておりますので、今明確に何年先にどこの学校とかどこの施設を改修するということは申し上げられませんが、少なくともこの先10年とかで捉えた場合にかなりのお金が出てくることは見込まれております。そういったこともございますので、これまで公共施設整備基金とかをかなり積み増してきているところでございます。

一個一個見ると額は大きくないかもしれませんが、多正面作戦と仮になってしましますと、かなり支出が出てしまいます。これは本市でいいますと平成15年とかかなり大災害がございましたけれども、そうすると財政指数は大きくなりますので、結果として出せたんじゃないかという議論はあるかもしれませんが、安定的な財政運営をしていくという意味で考えますと、もちろん前より状況はよくなってきてございますが、全てのことを一度に対応するかというところではないので、結果としてこういう状況になっているというところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時55分〉

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第57号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定をしました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時55分〉

○委員長（陶山良尚委員） そしたら、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○委員長（陶山良尚委員） 委員会を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第9まで一括上程

○委員長（陶山良尚委員） お諮りします。

日程第6、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から日程第9、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石 敬介） 議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括してご説明申し上げます。

まず、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」からご説明いたします。

太宰府市立北谷運動公園につきましては、令和2年4月1日からの3年間を一般社団法人太宰府市スポーツ協会を指定管理者として指定しておりますが、その期間が令和5年3月31日で満了となりますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、一般社団法人太宰府市スポーツ協会を令和5年度から3年間にわたり太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府歴史スポーツ公園につきましては、令和2年4月1日から3年間、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定しておりますが、その期間が令和5年3月31日で満了となりますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和5年度から3年間にわたり太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」並びに議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」は、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

太宰府市立大佐野スポーツ公園並びに太宰府市体育センターにつきましては、令和2年4月1日から3年間、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定しておりますが、その期間が令和5年3月31日で満了となりますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、公募による候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和5年度から3年間にわたり太宰府市立大佐野スポーツ公園並びに太宰府市体育センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインにより公募

選定の場合原則5年以内とされておりますが、今後3年間の結果を踏まえ短期間でP D C AやO O D Aを行いながら、場合によっては複数施設を一括する選択肢も残すべく、随意選定の施設と同様に3年間の指定管理期間としております。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第58号について質疑はありませんか。よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 歴史スポーツ公園ですけれども、私は近くに住んでおりますので市民の方から最近転倒の話がよく出てきていまして、転倒してよくけがをされているということをお聞きしております。それで、その都度市のほうにお願いして対応、対処はいただいているんですが、抜本的にあそこの遊歩道の今後の在り方について市のほうで何か検討されている経緯があるのか、確認させてください。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 歴史スポーツ公園の管理運営につきましては、関係課、建設課とそれからスポーツ振興財団と定例的に会議を行っておりますので、その都度情報共有を行いつつ改善を図っているところでございます。具体的に今の計画というのはございませんけれども、その都度対処をさせていただいているところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） それで、実際市民にそういう被害が出てきております。それは個別ケースですのでそれをどうのこうのということはありませんが、市の責任において、例えば根上がりで遊歩道が盛り上がっている場所とか、本来遊歩道で確保している安全帯として施工されているにもかかわらず、見てもらったら分かるんですけれども結構あちこち剥げまくっていて、非常に維持管理として安全上にちょっと危惧される面があるなというふうに思いますので、施設全体の今後の維持管理の在り方については今後検討すべきではないかと私はそう思っておりますが、市の見解をお聞かせください。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 遊歩道等につきましては建設課のほうで管理する部分もございまして、そういったところは建設課としっかり協議を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） これは建設課のほうにも申し上げましたが、しっかりそのあたりの安全

管理についての必要経費、この積算をしっかりとっていただきたい。それで、このスポーツ公園だけに限らずなんです、いろいろな施設において老朽化、そして危険を伴うことということについては、これは災害のときにも使う可能性が出てきますので、どうぞよろしくお願ひします。これは要望で終わっておきます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 大佐野スポーツ公園は今回公募になったということなんですけれども、公募か随意選定かを決定するのがガイドラインによると4月ということなんですけれども、今回公募に決定されたのは何月になりますか。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 公募を行いましたのが公募要綱が8月に要綱を策定しましたので、実際公募するかどうかにつきましては、その前の7月とか6月とかそのあたりで決定をしたところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

○委員（タコスキッド委員） はい。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今回大佐野スポーツ公園が公募になったということなんですけれども、大佐野スポーツ公園自体が赤字施設であるというふうに認識していますけれども、それが赤字施設であるということで。これは事業報告の資料の中にそういう文章がありまして、これまで随意選定ですることによってほかの施設と抱き合わせをしてきたというようなこと、スケールメリットによる運営を行っているというようなことが書いてあったんですけれども、今回それをばらして単独で公募にされた理由。それで、赤字施設であるということが前提であれば黒字になるための事業計画だったりとか理由があったと思うんですけれども、その点についてお聞かせください。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） まず、公募に当たっては、原則公募とするガイドライン、この趣旨を踏まえて検討を行いました。その結果、大佐野スポーツ公園につきましては、利用形態が比較的単純であるということから公募が可能であるというふうな判断をさせていただきました。それで、当然公募ですので、そういった収益性の上がる事業を行っていただくというところを期待をして公募をしたところでございます。今回のスポーツ振興財団のほうはほかの施設等も運営を行っておりますので、そういったスケールメリットの中で収益を上げるというところの

理由が上げられているところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、抱き合わせというところですけども、恐らく報告書に結果として複数の施設をやっているということだと思いますので、決して複数施設をセットでやっているというわけではございません。

ここも今スポーツ課長からもお話があったこととほぼ関連するんですけども、現状は例えば平日の昼間とかこういった時間帯はなかなか予約が入っていないところでございますけれども、営業努力によって、これはあくまで架空の話ですけども、例えば企業のスポーツ部活動みたいなどを誘致して定例的に使ってもらうようなことも可能性としては出てくるところでございます。こういった可能性を公募によって見いだせないかといったようなことも考えた上で今回ここを公募にしたところでございますので、赤字だからできるできないというよりも、公募にして可能性が見いだせるかどうかという観点で今回ここは公募にしたというところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今の説明で、理由としてはそういうこともあるのかなと純粹に思いました。部活動の外部指導だったり、今文科省が進めているというところでのこともあるのかなというふうに思ったところですけども、収益性を期待しているという回答でしたけれども、市としてはこれをやってほしいという仕様書上で増やしているところってありますか。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 特にこちらから指定をしているというところはございません。そういったいろいろな事業をやっていただくという提案を受けたいというふうに思っておりますので、こちらでこれをという具体的な指定というのはございません。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 先ほど聞き漏らした感じなんですけれども、6月、7月ぐらいで決まったということだったんですけども、一般的に募集をかける募集要項配布というのが9月中旬、下旬ということでガイドラインに書いてあるんですけども、それ以前に外に情報が漏れるというか、公募にする方向ですというようなことは出ることはないんですかね。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 先ほどの説明で若干誤りがございまして、6月、7月に検討を行いまして、実際方針を決定したのが8月の中旬でございます。その中で、公募要綱を公布しておりますので、事前に何かお知らせするということはございません。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

○委員（タコスキッド委員） はい。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(陶山良尚委員) これでは質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑はありますか。

堺委員。

○委員(堺 剛委員) 体育センターについては、私がいつも懸念するのは施設の老朽化がかなり進んでいるんだらうというところでありますので、維持管理費の考え方で今後体育センターの方向性について市はどのようにお考えなのかというのを一回聞いておきたいんですが、維持管理していく方向で保って市民サービスを続けて事業としてやっていくのか、それとも思い切って廃止をしてしっかりまた用途がえを考えていくのか。これはどのようにお考えなのか、市の見解があればお示しいただければと思います。

○委員長(陶山良尚委員) 総務部長。

○総務部長(山浦剛志) 体育センターにつきましても、繰り返しになりますけれども全体の中で今考えておるところになりますので、卓球を中心としてあそこは利用希望が多いというのはもう重々承知をしております、であるからこそ市のほうもそういった悩みがあるわけでございます。そういったところも含めて今慎重に検討をしておるところでございます。

○委員長(陶山良尚委員) 堺委員。

○委員(堺 剛委員) 結局私が申し上げたいのは、維持管理費と併せて住民サービスが、利用状況を本当は聞いたかったんですけどもね。それとあと、この施設だけではなくて市全体としていろいろな公園もそうなんですが、サービス利用料の見直しとか検討とか、それとか利用者からのアンケートとかをどのように精査されているか。先ほど課長のほうからご説明がありました、PDCAで今度公募で考えて、5年を3年で考えていますというご説明でした。具体的にどういうふうなPDCAサイクルでどういう形で進めていかれるのか、そのあたりがもしお分かりになればお示しいただければと思います。

○委員長(陶山良尚委員) スポーツ課長。

○スポーツ課長(大石敬介) 現時点で具体的にお示しすることはございませんけれども、そういった手法は当然参考にさせていただいて検討していくということで考えております。

○委員長(陶山良尚委員) 堺委員。

○委員(堺 剛委員) 市の予算執行の在り方は単年度主義でやっている関係上ちょっと限界はあるのかなと思いますが、これからは新公会計制度、複式簿記等をしっかりと検討いただいて、今後施設の在り方もしっかり見直すという。数字から来る積算根拠と安全性から利便性の向上と利用者からのアンケート調査の精査、これは物すごく大事なので、PDCAサイクルの中でしっかり所管課としてやるべきことと全庁的に捉えるべきことと市が判断すること、このことをPDCAの中でしっかり結果を出していただきたいということを要望をさせていただきます。要望です。

○委員長(陶山良尚委員) ほかにはありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 先ほどの大佐野スポーツ公園と関連するんですけれども、体育センターも公募にしたということで募集をかけて再公募になったということで、1社の申込みがあってそこで決まったということでしたけれども、これは最初の時点で応募がなかったということが、この施設に魅力がなかった、事業者がここで事業をやろうという判断をされなかったというふうにも思いますし、先ほど公募に決定したという時期の関係で、1か月ほどしかないというところで事業者のほうもここに手を挙げてみようとする期間もなかったんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてはどのように分析されていますでしょうか。2点です。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） まず、公募につきましてですけれども、9月27日から10月26日までの間に公募要綱の配布を行いまして、10月12日から書類の申請の受付を行っております。その際1社からの応募がございましたが、指定管理選考委員会において書類の不備が一部ございましたので不合格となったために、再度10月31日から11月9日までの間に2回目の公募を行ったところでございます。再公募につきましても1回目の応募者からの応募がございまして、11月14日のプレゼンの審査を経て、候補者として選定を行ったところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 結果として応募があったのは1社でございますけれども、結果として応募がなかったのが具体的なことは申し上げられませんが、実際今回手を挙げられた事業者以外の方から問合せとかはございました。その問合せ内容として、我々が仕様書の中で同等程度の施設の指定管理の実績があるか、または指定管理じゃなくても同じような実績があるかみたいなことを書いておりまして、そこのことについて質問がございました。ただ、結果としてそういった条件が先方のほうに恐らくなくて応募がなかったのかなと思っておりますけれども、全く施設に対して、これは正直大佐野スポーツ公園だったのか体育センター、どちらについてを念頭に聞かれたのかは分からないんですけれども、一応関心自体は業者さんからは示されておったという状況でございます。一応、そこは念のため申し上げます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） では、懸念していた期間が短かったとか、そういうことはないというふうな判断ですか。私は一般質問でも言いましたけれども、公募にするのであれば4月の時点で公募にするか随意選定にするかを決めて、そして公募にかけるのであれば事業者さんにきちんと告知もできてお知らせをして事業者も精査をして申し込むという一定の期間がやっぱり必要だと思うのでお伝えしたところなんですけれども、その点についてはいかがですか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 結論としてはそこは大きな問題ではなかったのかなとは思っておりますが、これは相手様に確認したわけではございませんし、今回1社からそういう

ご相談したいなことがございましたけれども、もう少し長い時間かけていけば複数社から来ていた可能性はあります。ただ、そこはやっぱり分からないところがございますが、実際はそういうふうにお声かけがあったということをもって考えると、大きい問題はなかったんだろうというふうに考えております。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） もう一点。先ほどの回答の中で、決定するための審査委員会は構成が7人以内で、職員さんの7人の構成メンバー、そこを教えてください。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（轟 貴之） 太宰府市指定管理者候補者選定委員会規程に基づきまして、7人以内の委員をもって組織しております。今回につきましては、メンバーは都市整備部長、経営企画担当理事、経営企画課長、管財課長、上下水道課長、元気づくり課長、スポーツ課長、以上7名となっております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） この構成に元気づくり課長とスポーツ課長が入ったというのは、所管の課長ということで入られたということですか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（轟 貴之） はい。今回の募集内容に応じて、元気づくり課長であれば健康づくりに関与するということ、スポーツ課長はスポーツ施設ということで今回のメンバーに入っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第58号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前11時31分〉

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第59号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前11時32分〉

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第60号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前11時32分〉

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第61号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第64号 太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第10、議案第64号「太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 議案第64号「太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、国の地方公務員法の一部改正によりまして、市職員の定年が現在の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴いまして、関係する条例等の一部を改正するなどをするものでございます。

多くの改正する条例がございますので、お配りしています別紙資料1、太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案の概要を使用しまして、改正などのポイントをご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

最初に、1、定年延長にかかる措置の(1)定年年齢の引上げにつきましては、令和5年度に60歳となる職員から定年となる年齢を1歳ずつ段階的に引き上げまして、令和13年度に最終的に65歳とするものでございます。

次に、(2)管理監督職勤務上限年齢制の導入でございますが、60歳に達した課長級以上の管理監督職は、翌年度には非管理監督職に降任となるものでございます。

次に、(3)定年前再任用短時間勤務制の導入でございますが、60歳に達した日以後の最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の再任用の職にできる規定を設けるものでございます。

次に、(4)暫定再任用制度の導入でございますが、定年年齢の引上げに伴いまして現行の再任用の制度は廃止いたしまして、定年年齢を引き上げる間は現行と同様に65歳まで再任用できる制度を暫定的に措置するものでございます。

次に、(5)情報提供・意思確認制度の導入でございますが、職員に対しまして60歳以後の任用や給与等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思確認を行うことといたしております。

最後に、(6)60歳を超える職員の給与についてでございますが、定年を延長している期間中の職員の給料につきましては、月額を7割水準とするとしております。

以上、6項目をご説明させていただきましたが、これらは全て国家公務員の規定に準じた改定を行うものでございます。

2の施行期日は、令和5年4月1日を予定しておりまして、3、改正（廃止）する条例につきましては、先ほどご説明いたしました措置に該当する箇所などを改正するために、今回提案させていただいています太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案の条文に合わせまして一覧表を掲載させていただいておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） これからまだ走りながらいろいろな課題が出てくるだろうというふう  
思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、一つあるのは、これが年度ごとにずっと引き上げられて65歳まで引っ張っていかれ  
ると思いますが、本市における予測される対象人数がお分かりになればお示しいたきたい。  
それとあと、年齢構成の平準化を目的とされてあると思いますので、その見通しについて見解  
を伺いたい。

2点目につきましては、新規採用職員の採用への影響等の定員管理について何か市として気  
をつけていくことを考えていらっしゃるかお示しいたきたい。

それと、現行の機構がまた次年度から変わるのかもしれませんが、今の組織配置図を見させ  
てもらおうと統括マネージャーという役職があります。これは一回定年された方が役に就いてい  
 らっしゃいますが、このあたりの考え方、統括マネージャーの捉え方についてお示しいただけ  
 ればというふうに思います。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） ご回答させていただきますが、漏れがありましたらまたお教えくださ  
 い。

まず、対象者数でございますが、実際に対象となりますのは昭和38年生まれの職員からになり  
 まして、昭和38年生まれが6人、それから昭和39年生まれが13人、昭和40年生まれが3人、  
 昭和41年生まれが12人、これは今現在の数でございますので将来的に変動があるかもしれませ  
 ん。今現在34名ということになっております。

それから、次にご質問いただきました平準化の問題ですとか、それから新規採用職員の採用  
 関係のお話ですが、今ご説明いたしましたのは定年延長に係る条例の改正でございます、主  
 に平準化ですとか新規採用をどうするかといいますのはその次にご説明いたしますが、定数条  
 例のほうが関わってまいるかと思えます。また後でご説明させていただきます。

それから、60歳を超える職員の配置についてでございますが、先ほど委員さんから統括マネ  
 ージャーとかという話もございました。現在検討中でございます、もちろん委員さんがおっ  
 しゃった課長や係長のフォローを行う統括マネージャー的な位置づけも考えられると思ってお  
 りますが、今後ほかの市町村の状況も参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

一つ、本市の事例でいけば、定年される今の団塊の世代でかなりスキルを持っていらっしゃる

る方が、ここ数年でかなり退職されていく。これは人的資源で考えれば大きな損失に当たります。それに伴っての市の見解もお聞きしたかったですけれども、これからこの制度はいろいろ走っていくと思いますので、ただ留意事項を総務省の自治行政局のほうはかなり出しておりますので、このあたりをしっかりと検討いただきたいというふうに思っております。要望で結構でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 定年延長で給与の月額が7割に減るということが僕の頭の中では理解できないんですけども、定年延長なら10割のままでいけばいいかなと思うんですが。今現在の再任用の職員の方の月額は何割ぐらいですか。7割って、ちょっと増えるということですかね。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 60歳を超えて定年となるまでの給料でございますが、7割水準というふうになっております。今の再任用は一定の号給に指定して給料をお支払いしているわけですが、今後も一応指定はするんですけども7割水準ときちんとならない可能性がありますので、国の指導によりますと7割に保つように手当等で補足いたしまして、7割水準とするというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第64号「太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第65号 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第11、議案第65号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 議案第65号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は議案書57ページから59ページ、条例改正新旧対照表22ページから23ページでございます。

今回の改正の主な理由といたしましては、先ほどご説明いたしました職員の定年年齢が引き上げられることに伴いまして、職員の年齢構成を将来にわたって平準化し、安定的に行政サービスを提供できる体制を確保するために職員定数の見直しを行うものでございます。

条例改正新旧対照表を用いましてご説明させていただきますので、条例改正新旧対照表22ページをご覧ください。

まず、第2条でございますが、左側の現行の職員定数の一覧表を右側改正案の第1号、市長の事務部局の職員から第7号の公営企業事務部局の職員までのおり改正するものでございます。合計人数といたしましては、現行左側は423名でございますが、うち兼務を外した実数は392名ございまして、その392名を改正案では1号から7号までの合計417名といたしております。

次に、第3条でございますが、現行では休職中の職員のみを定数外といたしておりますが、改正案では休職中の職員に加えまして、第2号から第5号までの職員を加えるものでございます。

最後に、第4条でございますが、こちらは条項のずれを修正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） すみません。私の認識が間違っていると思いますが、確認です。

監査委員事務局職員、私も監査をやっていたのであれなんですけれども、左側の表で4人となっていますよね。それで、現在配置数は3だと私は認識しておるんですが、このあたりはどうなんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） こちらの職員の定数の条例というものは、事務事業を執行するために必要とされる職員数でありまして、その最高限度を条例で定めるものと地方自治法第172条第3項で規定されております。あくまでも上限でございますが、今回右側の第2条第2項におきま

して必要のある場合は全体の定数の範囲内で定員を超えることができるということで、そういった規定も設けさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） この定員数については、定員管理なので市がやることなんで私が言うのもあれなんですけれども、一つ意見として申し上げておきたいのは、各事務局の事務量がかなり増大してきている傾向があります。スキルで何とかこなしていただいている現状でございますが、ちょっと事務量としてはこれは考えないといけない。だから、さっきの一つの例で申しますと、監査委員事務局のほうも住民監査請求も上がってきましたし、システム監査も入りまして、定期監査、行政監査、実査関係もずっとやっていますので、かなりのスケジュール感でやられています。そこで、今職員配置が4人のところを3人でされている、そういったところのリスクもあるのかなというふうに思っておりますので、定員管理、適正配置数についてはしっかり管理していただきたいと思います。

それとあと、休職者につきまして、現在の休職の職員。第3条の休職中の職員について、これは現存するのかなどうか分かればお示しいただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 現在の休職、すみません、今日現在までではないんですけれども、把握している分では病気関係の休職が8名、それから育児休職関係が8名、9名ぐらい、合計20名弱ぐらいだと把握しております。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） この方々は、フォローアップ体制はしっかりとやられているということ  
で認識しておってよろしいですかね。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） この件について、組合との協議はされたんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 先ほどの定年延長に関しましては組合協議をさせていただいているんですけれども、この定数条例そのものに関しては具体的に組合協議はしてない状況でございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

ほかにありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 新旧対照表の22ページですけれども、第2条の表ですね。今現行が兼務の括弧づけがあっているんですけれども、今回の改正は兼務の括弧づけがなくなっているので、今兼務で部長、課長を兼務されている方とかいらっしゃいますけれども、今後そういう

方を解消していくというようなことで理解していいのかということ、まずそれをお願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 今回この表記、兼務という部分を外したのは、実際にここに兼務の表記があるために定員管理上、職員の総数が分かりにくいというところもありまして、ほかの市町村の制定状況を確認しますと、近隣では定数条例に兼務という文字が入っているところはございませんでした。それで、より職員の実数に合わせた分かりやすい職員定数条例を考えましたので、今回は兼務という表記を外させていただいております。それで、職員を兼務する兼務しないというのはまた別問題でございまして、またすぐに現在の兼務の状況を変更するとかそういったものではございません。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 分かりました。

今説明にありました現行の純粋な職員数が392名というところが今回改正することによって合計が417人になるということで、プラス25人なんですけれども、そこは職員を増やしていくというような最高上限の条例になるということで、そこに近づけていくというような考え方になるということでよろしいでしょうか、確認ですけれども。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 定数条例は、今回で言いますと417名というふうになっておりますが、そこを目指して近づけていくというものではなくて、それを上限といたしまして、今後退職者数も減ってまいりますので職員構成の平準化を考えまして、毎年度計画的に417名を上限といたしまして採用を行ってまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） こういう職員の働き方に関してであれば、組合との協議を必ずやって議会に上げていただきたい。そうすることで現場の意見も拾うことができると思うし、定年延長もあってこれからの職員の方の年齢配分であるとかで計画的に採用していただいて、やはり福祉は人だと思いませんか。やっぱり人材をきちっと。それで、かなり今の現状は厳しい働き方だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 賛否は。

○委員（徳永洋介委員） 賛成の立場で討論します。

○委員長（陶山良尚委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） それでは、討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第65号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第66号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第12、議案第66号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 議案第66号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書60ページから68ページ、条例改正新旧対照表は1ページから21ページでございます。

今回の改正は、令和4年8月8日、人事院は国家公務員の給与の勧告を実施されております。本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行っておりまして、今回も本勧告に従い改正するものでございます。

次に、条例改正の主な内容でございますが、本日お配りしております資料2、太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要をご覧ください。

今回の人事院勧告の主な内容といたしましては、まず月例給につきまして、初任給及び若年層の給料月額を平均改定率0.3%引き上げるものでございます。

次に、ボーナスでございますが、まず特別職につきましては、期末手当を0.05月引き上げまして、本年12月期の期末手当が現行1.625月分から1.675月分、年間で3.3月分に改定されます。また、令和5年度以降は、6月、12月共に1.65月分で、年間で3.3月分となります。

次に、一般職につきましては、勤勉手当を0.1月分引き上げまして、本年12月期の勤勉手当が現行0.95月分から1.05月分、年間で2月分に改定されます。また、行政職給料表を改定いたしまして、令和4年4月1日に遡及して適用いたします。この改正で、大卒初任給が3,000円

増となります。

次に、再任用職員につきましては、勤勉手当を0.05月分引き上げまして、本年12月期の勤勉手当が現行0.45月分から0.5月分、年間で0.95月分に改定されます。

続きまして、議員さんの期末手当でございますが、特別職と同様の改定でございまして、0.05月分を引き上げまして、本年12月期の期末手当を1.625月分から1.675月分、年間で3.3月分に改定となるものでございます。

最後に、任期付職員につきましても、特別職と同様の改定となっております。

また、その下の会計年度任用職員につきましては、一般職と同様の改定であります。12月期の改定は行わず、来年度からといたしておりまして、こちらは国に準じた取扱いといたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第66号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時00分〉

○委員長（陶山良尚委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求

書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年2月15日

総務文教常任委員会 委員長 陶 山 良 尚